

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○高知県議会臨時会の招集（政策企画課）	1
○2年以内に事業が執行される予定の道路の指定（建築指導課）	1
公 告	
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	1
○土地改良区の定款変更の認可（ 〃 ）	1
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	1
高知県公営企業局告示	
◎高知県立病院に係る医業未収金の収納事務の委託	1

告 示

高知県告示第1号

高知県議会臨時会を、令和元年5月14日に高知県議会議事堂に招集する。

付議事件は、次のとおりである。

令和元年5月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 高知県議会の組織に関すること。
- 高知県・高知市病院企業団議会議員の選挙
- 高知県競馬組合議会議員の選挙
- 高知県監査委員の選任についての同意議案
- 平成30年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告

高知県告示第2号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路法（昭和27年法律第180号）による新設の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして次のとおり指定する。

令和元年5月7日

高知県知事 尾崎 正直

起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市大楠字横	南国市大楠字横	11.50	84.30

枕甲1633番3地先	枕甲1623番8		
南国市後免町三丁目276番5	南国市後免町字南田270番1	8.30	86.50

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、中村市古川土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

令和元年5月7日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	小谷 功	四万十市渡川一丁目8番31号
(就任)		
理事	岡村 一寛	四万十市具同田黒一丁目7番34号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、柄ノ木堰土地改良区の定款の変更を平成31年4月16日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和元年5月7日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、奈半利町本村部土地改良区の定款の変更を平成31年4月16日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和元年5月7日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居土地改良区の定款の変更を平成31年4月17日に認可し

た。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和元年5月7日

高知県知事 尾崎 正直

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和元年5月7日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成30年6月22日 30高須土第314号	高岡郡四万十町平串字柳ノ窪582番1ほか7筆	高岡郡四万十町平串584番地 有限会社三浦建設 代表取締役 三浦 新平

公 営 企 業 局 告 示

高知県公営企業局告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき高知県立病院に係る医業未収金の収納事務を次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和元年5月7日

高知県公営企業局長 北村 強

病院名	委託業者		委託期間
	所在地	名称	
高知県立あき総合病院 高知県立幡多けんみん病院	東京都千代田区 紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル	弁護士法人一番町 総合法律事務所	平成31年4月1日から令和4年3月31日まで